

# 「第2期高知家の子どもの貧困対策推進計画」（令和2年度～令和6年度）の総括【概要】

## 基本理念

高知家の全ての子どもたちの現在から将来が、子どもたち自身の努力の及ばない不利な環境により閉ざされることのないよう、夢と希望を持って、安心して育つことのできる社会の実現

## 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項（※1）に基づく都道府県計画（※2）

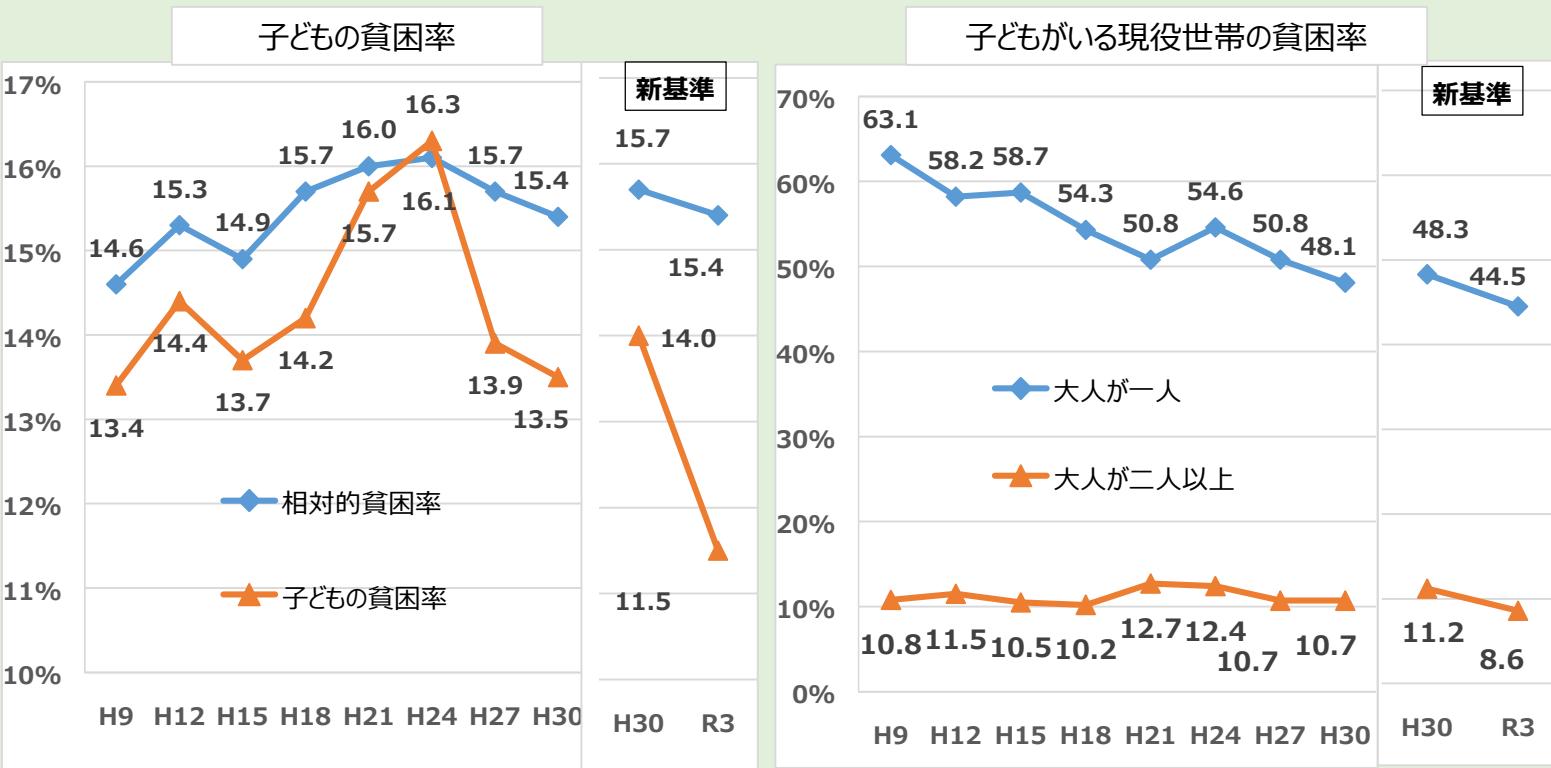
- ※1 法第9条第1項：都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。
- ※2 令和6年に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正（改正後の適用条項は第10条第1項）

### ■ 厳しい環境にある子どもたちの現状 ■

## 1 子どもの貧困率（全国）

国民生活基礎調査によると、令和3年時点で17歳以下の子どもの貧困率は11.5%であり、約9人に1人の子どもが貧困の状態にあるものと考えられます。  
中でも、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率は44.5%と非常に高い水準となっており、ひとり親家庭の子どもたちが経済的に大変厳しい状況にあることがうかがわれます。

【（参考）相対的貧困率の推移】

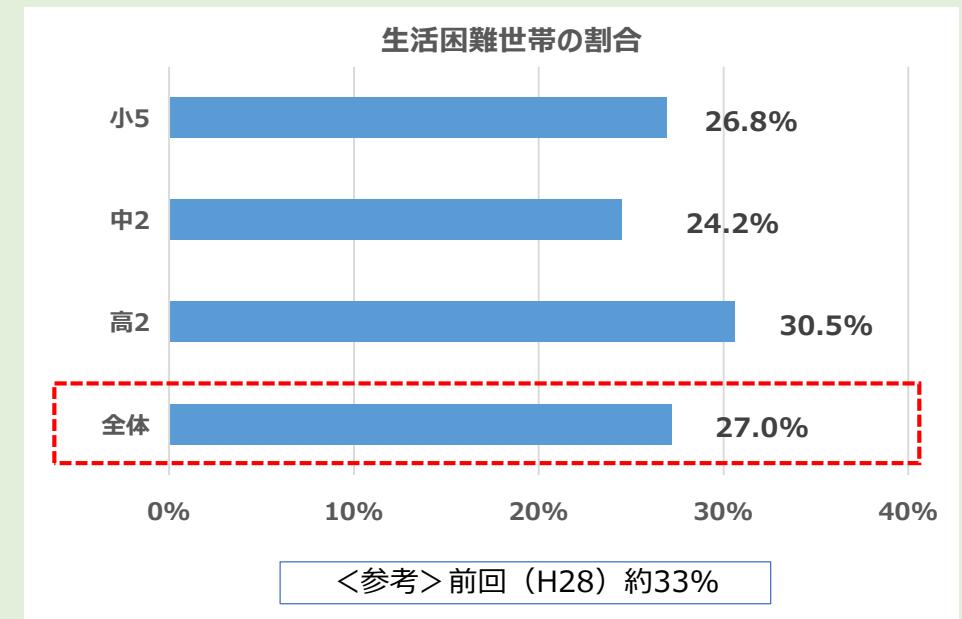


（注）子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）

※「新基準」は、2015(平成27)年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

## 2 生活困難世帯の割合

「高知県子どもの生活実態調査（令和6年度）」では、「生活困難世帯」の割合は、約27%※1となっています。



子どもの貧困状態を家庭の経済的な困窮だけでなく、家庭環境全体で把握することとし、次の①～③の要素のうち、いずれか1つでも該当する世帯を「生活困難」にある状態と定義

- ① 低所得（等価世帯所得※2が135.6万円未満）
- ② 生活必需品（電話、冷暖房機器、5万円以上の貯金など）の非所有
- ③ 支払困難経験（過去1年間に経済的理由でライフラインの支払ができなかった）

※1 生活困難世帯の割合：生活必需品の項目が前回調査と一部異なるため、前回との比較はできません。

※2 等価世帯所得：世帯所得（公的年金など社会保障給付金を含めた世帯所得）を世帯人数の平方根で割って調整した所得

### 3 世帯の状況

子どものいる世帯においては、核家族世帯の割合が約8割を超えており、その割合も高まる傾向にあります。また、令和2年における共働き世帯の割合は、夫婦のいる一般世帯では49.3%と全国平均並ですが、6歳未満の子どもがいる世帯に限ると67.3%であり、全国数値の53.8%を大きく上回っています。

【子どものいる世帯における核家族世帯が占める割合】

		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
6歳未満のこどもがいる世帯	世帯数	28,739	25,374	23,049	20,262
	うち核家族世帯	23,937	21,497	20,057	18,193
	核家族世帯が占める比率	83.3%	84.7%	87.0%	89.8%
18歳未満のこどもがいる世帯	世帯数	71,787	65,746	59,627	52,721
	うち核家族世帯	57,336	53,662	50,301	46,079
	核家族世帯が占める比率	79.9%	81.6%	84.4%	87.4%

【高知県の共働き世帯の割合】

	夫婦のいる一般世帯数	うち共働き世帯数	
		世帯数	割合
高知県	149,101	73,495	49.3%
全国	28,058,120	13,206,934	47.1%

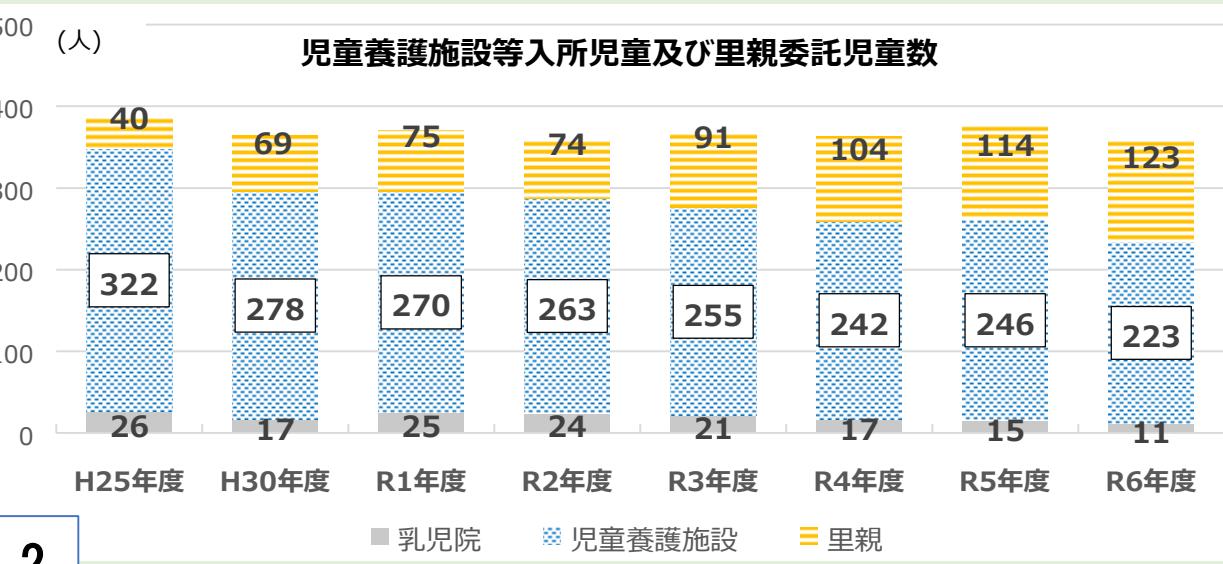
	夫婦のいる一般世帯のうち6歳未満のこどもがいる世帯数	うち共働き世帯数	
		世帯数	割合
高知県	17,772	11,954	67.3%
全国	3,858,540	2,075,549	53.8%

出典：国勢調査

出典：令和2年 国勢調査

### 5 社会的養育を必要とする子どもたちの状況

保護者による適切な養育が受けられない子どもたちは、児童養護施設等で社会的養育を行っており、児童養護施設や里親委託等で約360人の子どもたちが生活しています。

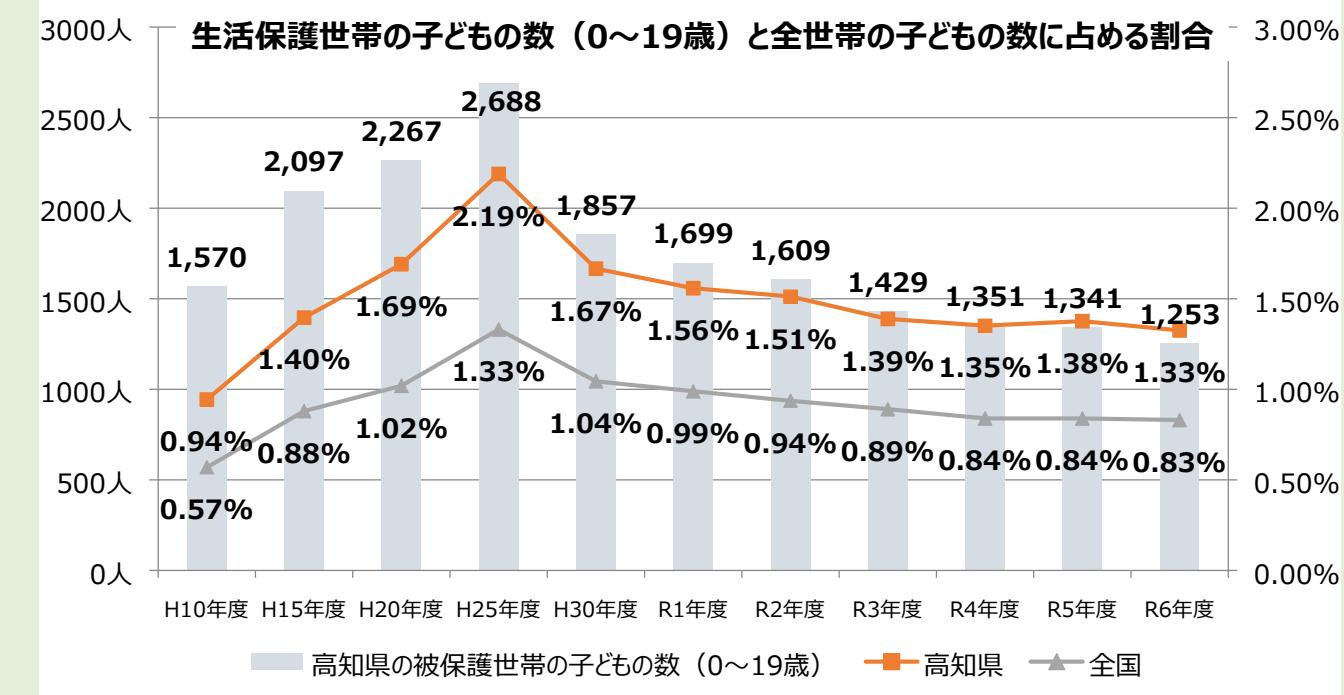


出典：福祉行政報告例

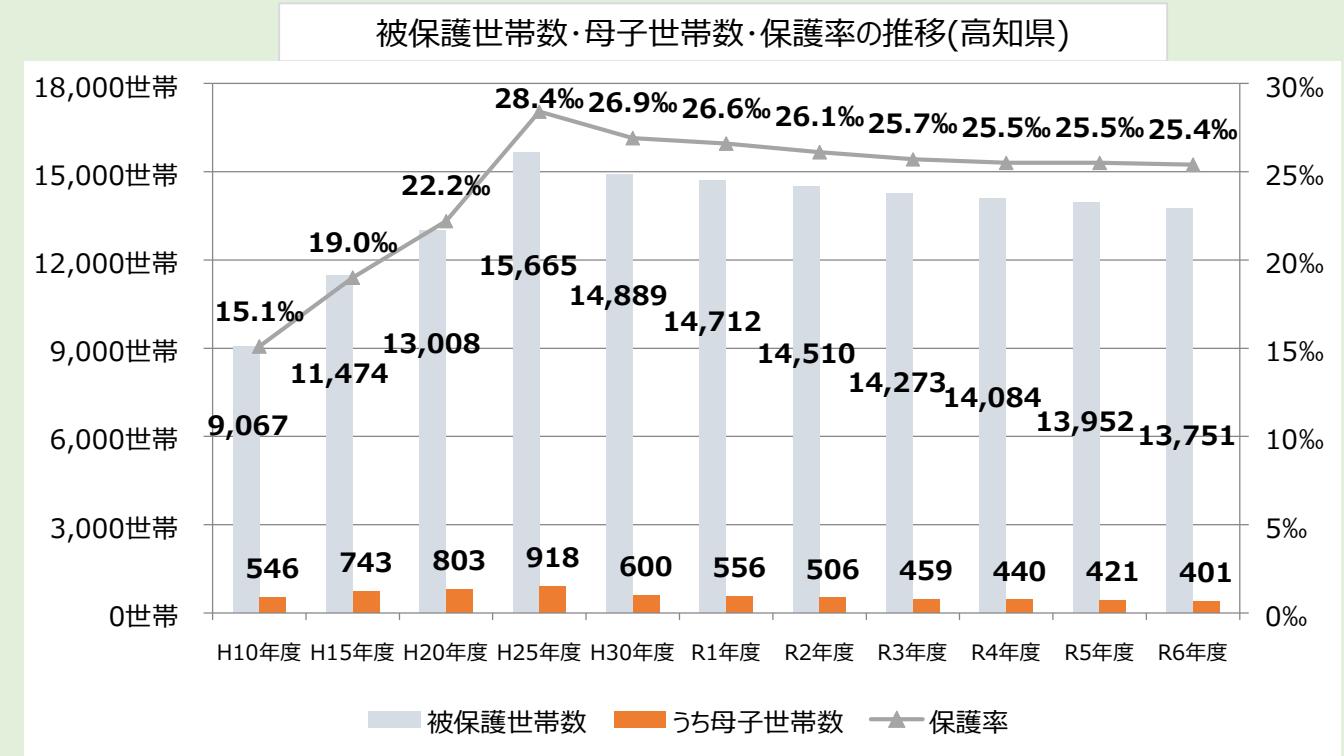
### 4 生活保護世帯の状況

本県の生活保護世帯数は平成25年度をピークに減少傾向にあるものの、依然高止まりしている状況です。被保護実人員による保護率（人口千対）は、現在確定している令和6年度で25.4%と全国平均16.2%（令和5年度）の約1.6倍となっています。

こうした状況の中、被保護世帯における子どもの数は、平成24年度の2,796人をピークに減少しており、令和6年度は1,253人となっていますが、子どもの総数に占める生活保護世帯の子どもの割合は1.33%となっており、全国平均0.83%の約1.6倍となっています。



出典：高知県福祉指導課、子ども家庭課、厚生労働省保護課



出典：高知県福祉指導課

# 6 ひとり親世帯の状況

令和2年の国勢調査に基づくひとり親の世帯率を見ると、全国平均が1.30%であるのに対して、本県は1.86%で全国4位となっており、ひとり親世帯が多い状況にあります。また、児童扶養手当を受給している子どもの数は、支給要件の緩和（所得限度額の見直しや父子家庭への支給等）により、平成23年度まで増加していましたが、近年は、ひとり親世帯の子ども数の減少により、児童扶養手当を受給している子どもの数も減少する傾向にあります。

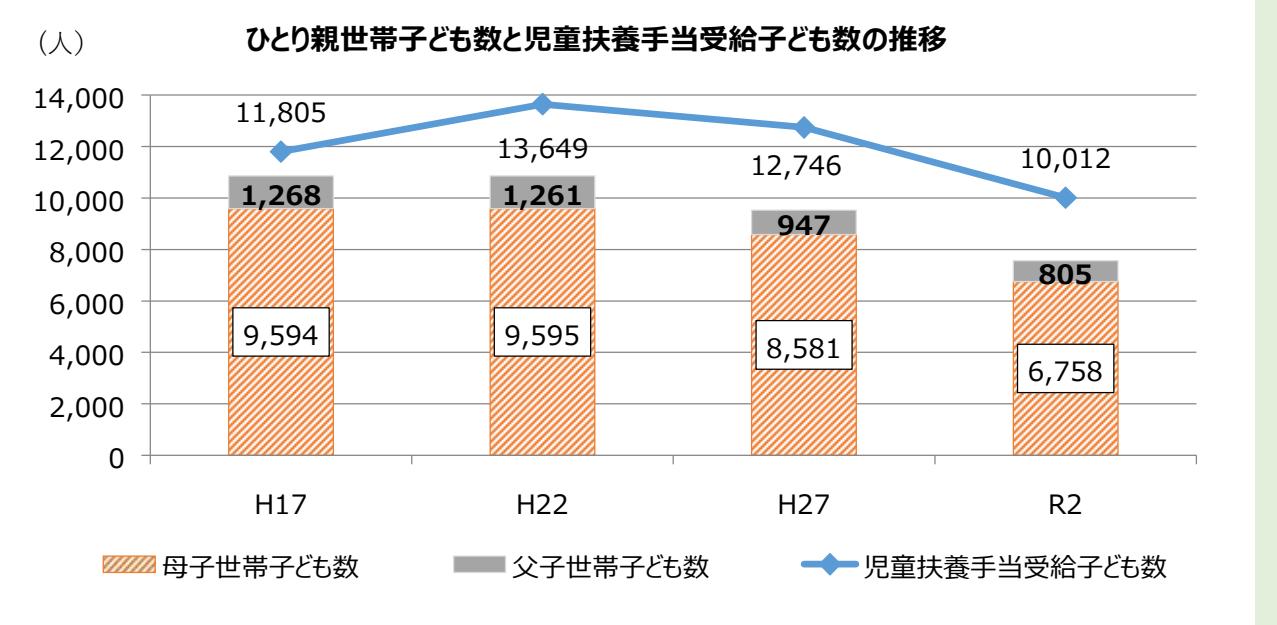
令和3年に実施した高知県ひとり親家庭等実態調査によれば、母子世帯の母親の就業率が91.0%（令和3年度全国：86.3%）、父子世帯の父親の就業率が90.2%（令和3年度全国：88.1%）となっていますが、勤務先での母子世帯の正職員率は53.7%で、父子世帯の87.4%と比べて大きく下回っています。さらに、年間就労収入が200万円未満の世帯の割合が、父子世帯では22.0%であるにもかかわらず、母子世帯では46.3%と父子世帯の2倍を超えており、母子世帯は父子世帯に比べて非常に厳しい経済状況に置かれていることがわかります。

【ひとり親の世帯率】

	一般世帯 総数 A	ひとり親世帯					
		母子世帯		父子世帯		計	
		世帯数 B	割合 B/A	世帯数 C	割合 C/A	世帯数 B+C	割合 (B+C)/A
全国	55,704,949	646,809	1.16%	74,481	0.13%	721,290	1.30%
高知県	314,330	5,194	1.65%	661	0.21%	5,855	1.86%

出典：令和2年 国勢調査

(注) 母子（父子）世帯とは、未婚、死別または離別の女親（男親）と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）



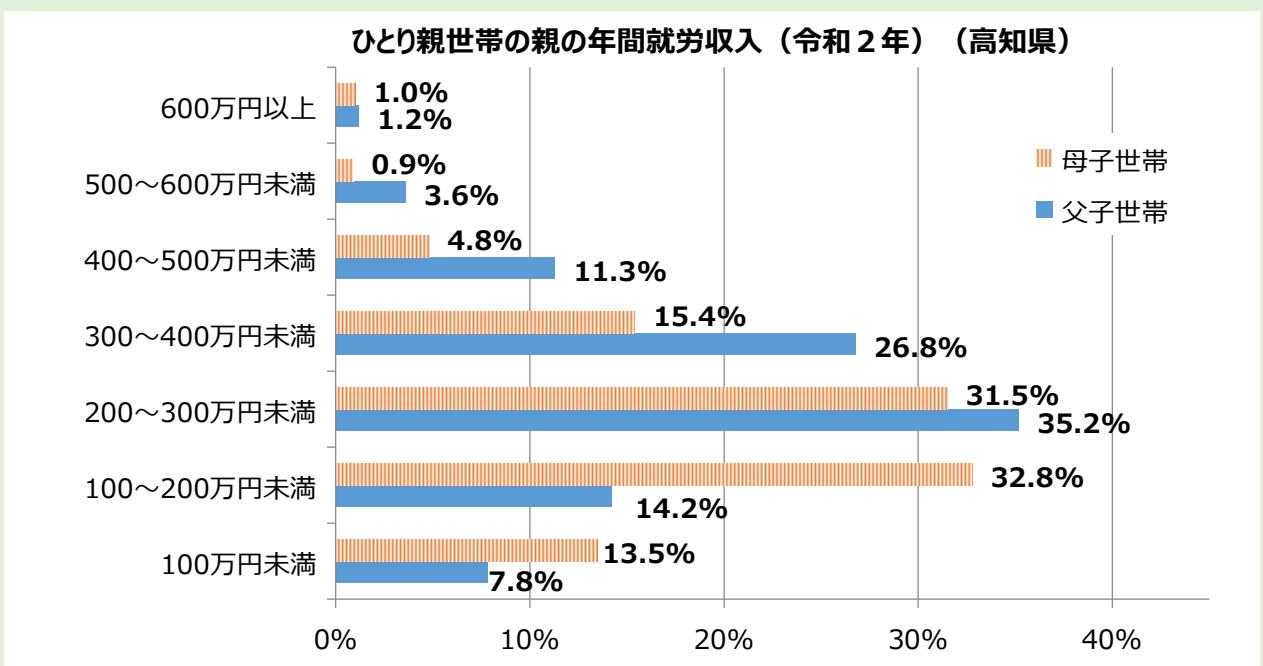
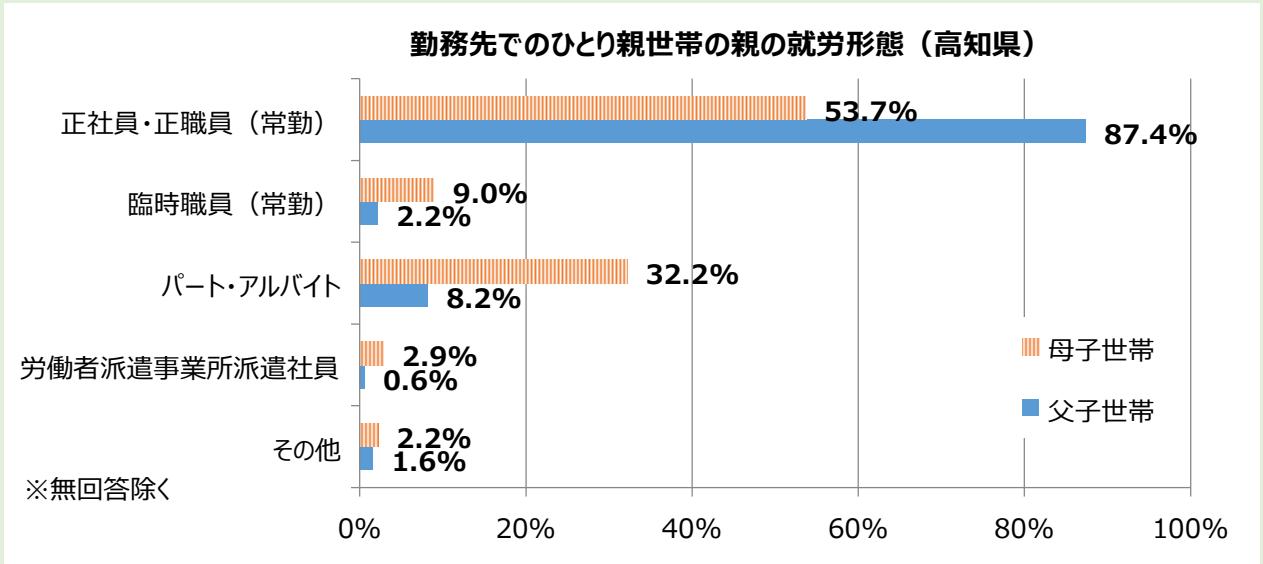
出典：国勢調査、福祉行政報告例

【養育費の取決めをしている割合】

	高知県	全国
母子世帯	40.5%	46.7%
父子世帯	23.6%	28.3%

【養育費を現在も受け取っている割合】

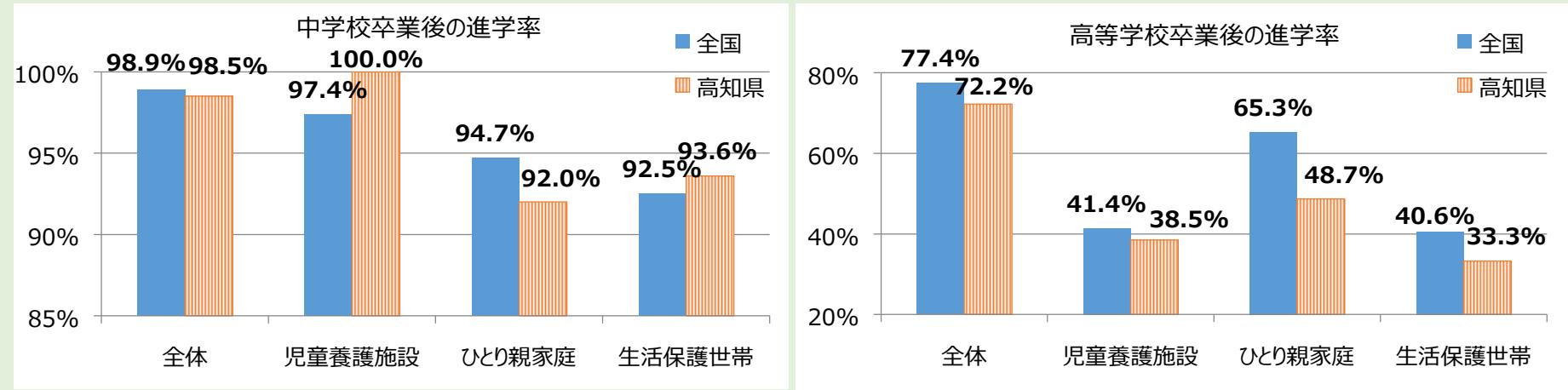
	高知県	全国
母子世帯	25.9%	28.1%
父子世帯	7.0%	8.7%



出典：令和3年度高知県ひとり親家庭等実態調査

## 7 厳しい環境にある子どもたちの進学状況

中学校卒業後の県全体の進学率と児童養護施設・ひとり親世帯・生活保護世帯の子どもたちの進学率を比較すると、児童養護施設の子も以外は県全体を下回っています。高等学校卒業後においては、児童養護施設・ひとり親世帯・生活保護世帯のいずれの子も、県全体の進学率には届いていない状況です。



出典：  
 (全体) 学校基本調査(令和6年3月卒業)  
 (児童養護施設) 高知県子ども家庭課(R6.5.1)  
 厚生労働省家庭福祉課(R6.5.1)  
 (ひとり親家庭) 令和3年度高知県ひとり親家庭等実態調査  
 厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」  
 (生活保護世帯) 厚生労働省保護課(R6.4.1)  
 ※中学卒業後の進学率(高知県)のみR5.4.1

## 8 不登校、中途退学、非行の状況

令和6年度における小・中・高等学校の1,000人あたりの暴力行為発生件数は、前年度から減少しています。

1,000人あたりの不登校児童生徒数は、全国的に増加傾向にある中、本県の小・中学校は3年連続で全国平均を下回りました。

高校生の中途退学率は、依然として全国平均を上回っている状況が続いています。

【国公立学校の児童・生徒の状況】

項目	対象		R2		R3		R4		R5		R6	
暴力行為発生件数 (/1,000人)	小・中・高等学校	高知県	11.0件	3位	10.7件	4位	4.6件	33位	4.4件	35位	4.2件	36位
		全国	5.1件	-	6.0件	-	7.5件	-	8.7件	-	10.4件	-
不登校児童生徒数 (/1,000人)	小・中学校	高知県	25.2人	1位	31.2人	1位	30.7人	25位	34.3人	33位	34.9人	36位
		全国	20.5人	-	25.7人	-	31.7人	-	37.2人	-	38.6人	-
不登校生徒数 (/1,000人)	高等学校	高知県	17.4人	11位	18.0人	22位	17.6人	33位	15.9人	39位	15.4人	39位
		全国	13.9人	-	16.9人	-	20.4人	-	23.5人	-	23.3人	-
生徒数に対する 中途退学率	高等学校	高知県	1.4%	4位	1.5%	3位	1.5%	11位	1.6%	6位	1.8%	2位
		全国	1.1%	-	1.2%	-	1.4%	-	1.5%	-	1.4%	-

出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」

## 9 就学援助を受けた児童生徒の状況

小・中学校における令和5年度の就学援助率は25.5%と、4人に1人の割合となっており、全国の13.6%と比べると非常に高い割合となっています。

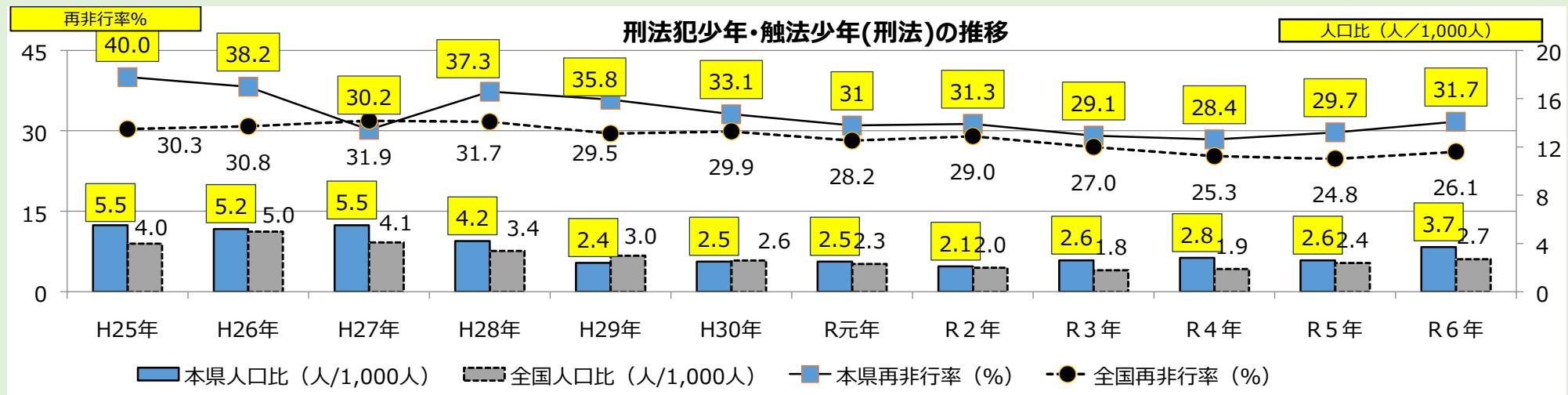
【就学援助を受けた児童生徒数・就学援助率】

年度		R1	R2	R3	R4	R5
就学援助を受けた児童生徒数(人)	高知県	11,679	11,560	11,365	10,990	10,787
	全国	1,344,916	1,324,739	1,298,315	1,257,303	1,218,340
就学援助率(%)	高知県	25.8%	25.9%	25.9%	25.5%	25.5%
	全国	14.5%	14.4%	14.2%	13.9%	13.6%

出典：文部科学省「要保護及び準要保護児童生徒数調査」

令和6年における刑法犯少年・触法少年(刑法)の人口比(同年齢層人口1,000人あたりの検挙・補導人員)は3.7人と増加を続けており、全国平均を上回っています。

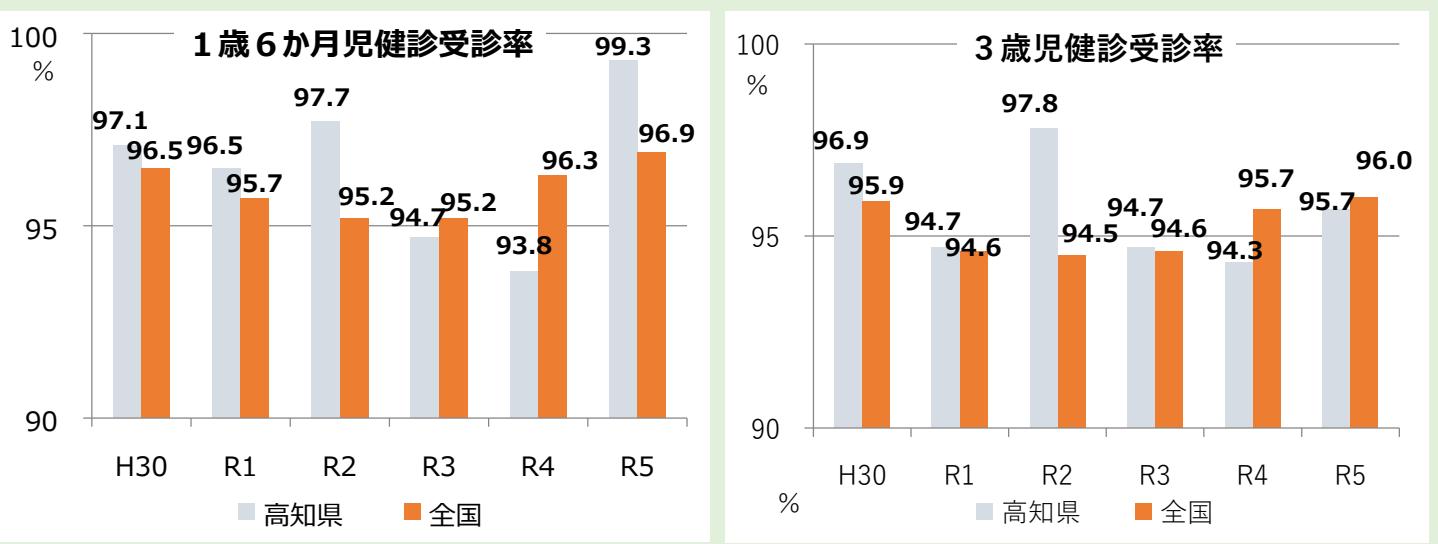
また、再非行率は31.7%と前年から増加傾向に転じており、全国平均を上回る状態が続いています。



出典：高知県警察本部

## 10 乳幼児健診の状況

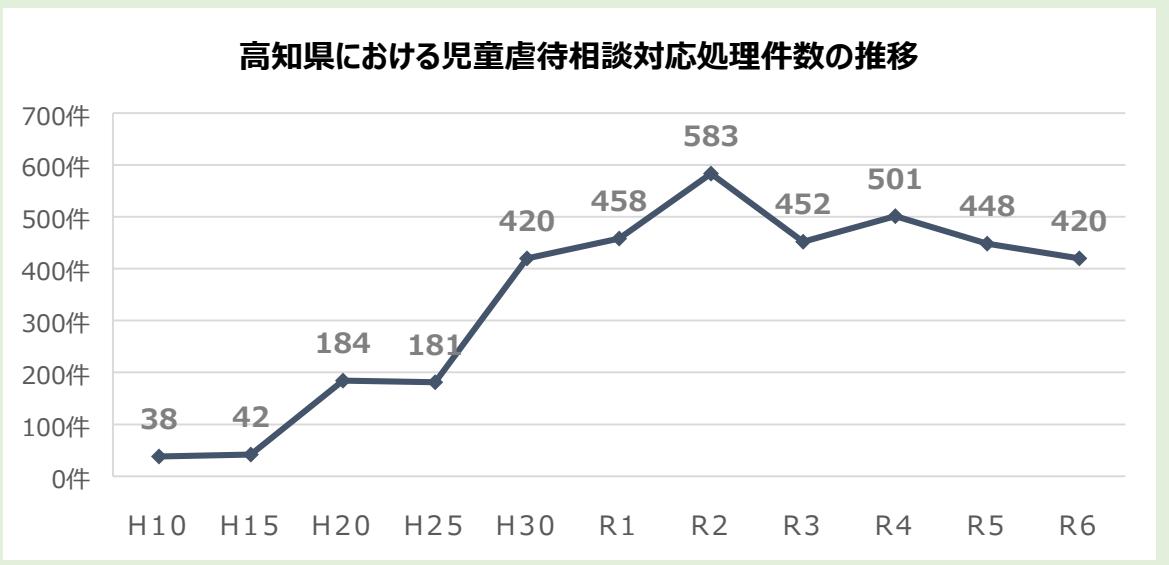
乳幼児健康診査（1歳6か月児・3歳児健診）の受診率は、受診促進の取組により全国水準まで改善してきたものの、未受診児が一定数存在しています。



出典：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」、高知県健康対策課

## 12 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移

令和6年度における本県の児童虐待に係る相談対応件数のうち、虐待と認定し対応した件数は420件と前年度より減少しましたが、18歳未満人口も減少しており一定の割合で虐待と認定される事案が発生しています。

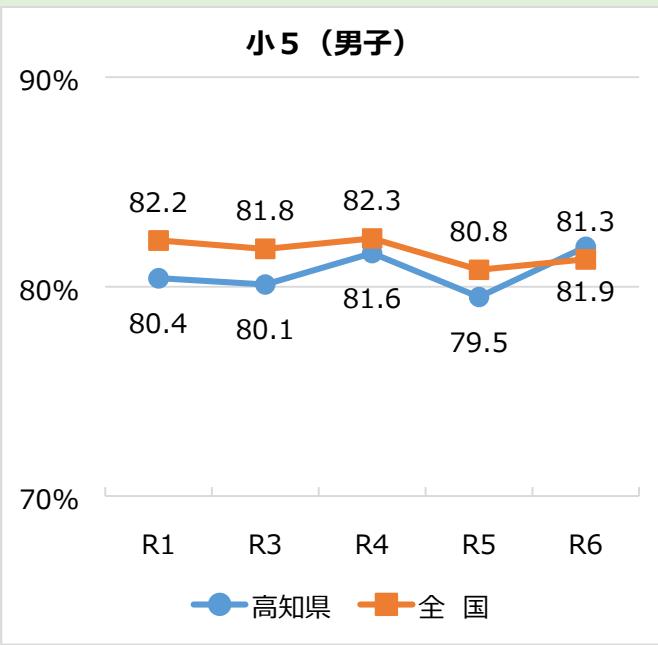


出典：児童相談所での相談対応処理件数（高知県）

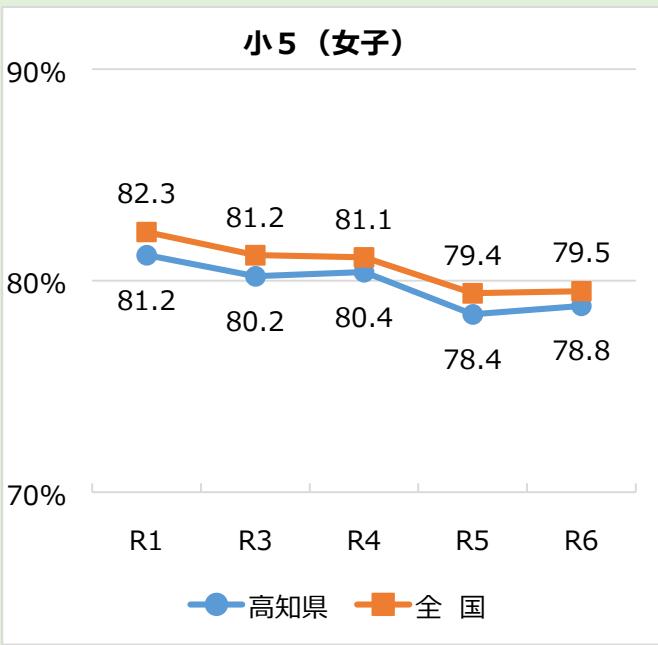
## 11 朝食の状況

令和6年度における「毎日朝食を食べる児童生徒の割合」は、全国と比較すると小学5年生女子は0.7ポイント、中学2年生男子は0.6ポイント、中学2年生女子は1.1ポイント下回っていますが、小学5年生男子が0.6ポイント上回りました。依然として全国水準を下回っていますが、改善傾向も見られます。

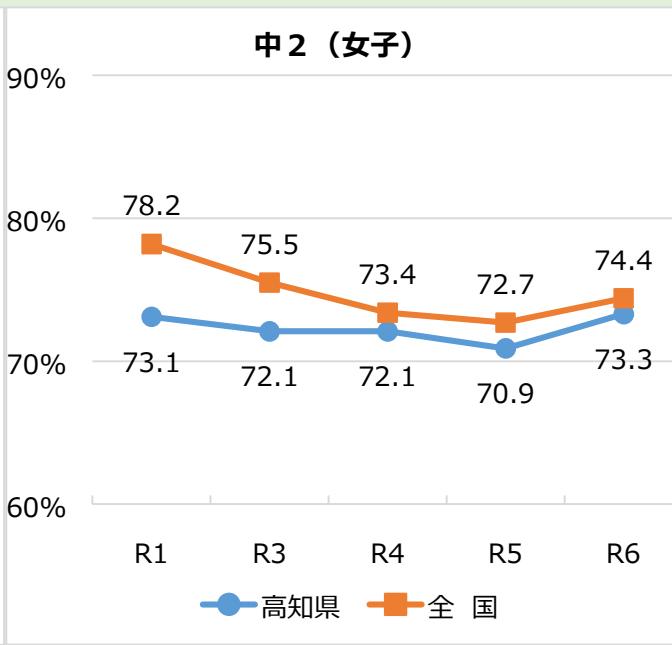
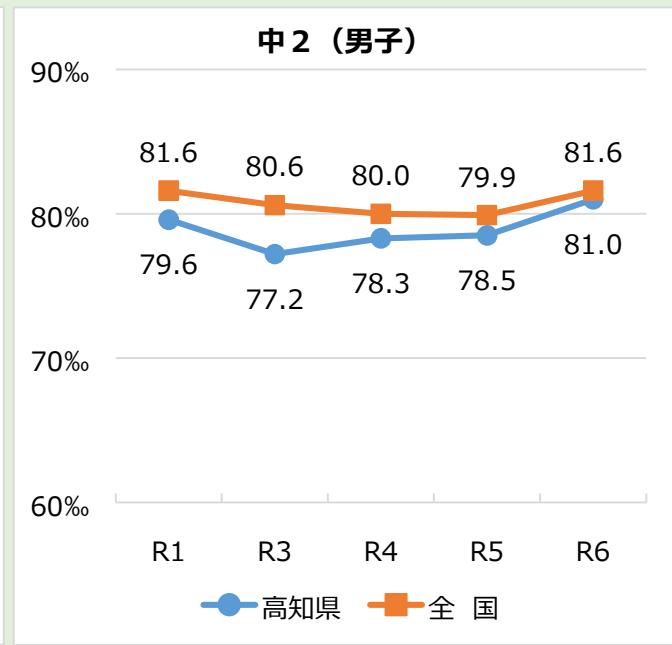
【毎日朝食を食べる児童の割合（小学5年生）】



【毎日朝食を食べる生徒の割合（中学2年生）】



【毎日朝食を食べる生徒の割合（中学2年生）】



出典：スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告」 ※令和2年度は調査未実施

## ■ 第2期計画の主な成果と課題 ■

第2期計画では、第1期計画で取り組んできた施策体系を継承し、子どもの発達や成長の段階に応じて、幼少期においては、生活や就労面などの保護者への手厚い支援を中心とし、学齢を重ねるに従って学びの場や居場所づくりの子どもたち自身を見守り育てるための支援を中心として、取組を進めてきました。

また、関連施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、指標と目標値を設定し、教育、保育、福祉などが連携しながら取り組みました。

第2期計画における主な成果と課題は次のとおりです。また、指標・目標の達成状況は、資料2-2のとおりです。

### I 子どもたちへの支援策

- ほぼ全ての小学校区（97.8%）に放課後子ども教室又は放課後児童クラブが設置され、放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場が充実した。
- 厳しい環境にある子どもたちの地域による見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」の仕組みが、令和6年度末で全ての小・中・義務教育学校（分校と県立中学校を除く）において構築された。
- 生活保護世帯や児童養護施設の子どもの高校卒業後の進学率は、依然として県平均には届いていないため、厳しい環境にある子どもたちの社会的自立に向けた支援の強化が必要である。
- 市町村においては、子ども家庭総合支援拠点の設置が拡大し（R1：2市町→R5：22市町村）、相談支援体制の整備が一定進んだ。今後は、こども家庭センター（子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを一体化した組織）の設置を促進し、児童虐待の発生予防、早期発見、発生時の迅速な対応に向けた相談支援体制の強化を図る必要がある。
- 社会的養護においては、里親養育包括支援機関を中心とした里親制度の普及促進、里親支援等により、里親登録数が増加し（R1：90組→R6：180組）、里親等委託率が向上した（R1：19.0%→R6：34.5%）。また、児童養護施設等の小規模化も一定進み、より家庭的な養育環境の充実が図られた。
- 刑法犯少年・触法少年（刑法）の再非行率については、依然として全国平均を上回っており、引き続き、警察、教委、福祉の連携による取組を推進する必要がある。
- 小・中学校の千人あたりの不登校児童生徒数は、3年連続で全国平均を下回る結果となったものの、小学校、中学校とも前年度に比べ増加傾向にある（R6）。将来の社会的自立に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用したチーム学校による支援の継続と、校内サポートルームの設置拡充など、多様な教育機会の確保を進めていくことが必要である。
- 子どもの居場所づくり推進コーディネーターによる子ども食堂開設・運営への個別相談支援や、開設・運営経費への助成が、子ども食堂の継続的な運営や新規開設につながっている。（子ども食堂数 R2 81か所 → R6 120か所）

### II 保護者等への支援策

- 市町村においては、子ども家庭総合支援拠点の設置が拡大し（R1：2市町→R5：22市町村）、相談支援体制の整備が一定進んだ。今後は、こども家庭センター（子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを一体化した組織）の設置を促進し、児童虐待の発生予防、早期発見、発生時の迅速な対応に向けた相談支援体制の強化を図る必要がある。【再掲】
- 地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センター、産後ケア事業などの利用拡大により、子育てしやすい地域づくりの取組が進んでいるが、事業の認知度やサービスの質の向上に取り組むことで、地域全体で子育て家庭を支える支援体制の更なる充実を図る必要がある。
- 児童扶養手当（R6所得制限引き上げ・第3子以降加算額の増額）や、自立支援事業費補助金（対象資格の追加等）など、ひとり親家庭を対象とした制度の拡充（国）が図られてきた。各種支援制度の対象者や支援を必要とする方に情報が行き届くよう、更なる周知が必要である。
- 養育費を受けている割合は母子世帯25.9%、父子世帯7.0%と改善しているが、全国平均（母子世帯：28.1%、父子世帯：8.7%）を下回っており、養育費確保支援事業費補助金やひとり親家庭支援センターの法律相談等について、今後も積極的な周知を図っていく必要がある。

	主な取組	成果・課題
I 子どもたちへの支援策	<p><b>1 社会的自立に向けた就学前から高等学校までの切れ目のない教育の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様なロールモデルの提示やキャリア・パスポートの効果的な活用の仕組みづくりなど、キャリア教育の充実</li> <li>・中学校の段階から、職業に必要な能力や資格、進学・就職時の経済支援制度、各高等学校の学習活動などの情報を生徒と保護者にわかりやすく提供するなど、進路指導のさらなる充実</li> <li>・スクールソーシャルワーカー等の専門性の活用や確実な情報共有などによる校内支援体制を強化</li> <li>・スクールソーシャルワーカーと各市町村の児童福祉担当部署との定期的な情報共有や相互連携による支援体制の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内研修の実施率は高い傾向にある一方、キャリア・パスポートの効果的な活用が不十分な面がある。</li> <li>・キャリア・パスポート活用推進中高連絡協議会及び各教科等研究協議会において、キャリア・パスポートの趣旨の徹底や好事例の共有を行うことができ、校種間の引継ぎや各校における活用が進んだ。その一方で、キャリア・パスポートの効果的な活用についてはまだ学校間に差があることから、効果的な研修等の充実が必要である。</li> <li>・各学校ともキャリア教育や進路指導などを充実させているが、自分の将来とのつながりを見通して学ぶことについては不十分さが見られる。</li> <li>・各高等学校においては、工夫を凝らした学校案内の作成や、生徒自身が作成・編集した学校紹介動画などをホームページ上で公開するなど、各校における情報発信も進んでいる。</li> <li>・SSWと市町村福祉部署との連携について市町村によってばらつきが見られる。</li> <li>・厳しい環境にある家庭の状況に合わせた支援を充実させる必要がある。</li> </ul>
	<p><b>2 就学前教育・保育の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厳しい環境にある子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して生活習慣等の改善に向けた指導助言を保護者とスクールソーシャルワーカーが連携して行えるよう支援</li> <li>・厳しい環境にある子どもとその保護者に対して、関係機関と連携した支援を行うため、保育所・幼稚園等への支援や小学校への円滑な接続への支援等を行うコーディネーターの配置を拡充</li> <li>・保育所・幼稚園等における特別な支援を要する子どもへの対応力の向上を図るため、特別な支援を要する子どもへの個別の指導計画の作成を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校への円滑な入学につなげるため、就学前におけるSSWの役割への理解を引き続き促す必要がある。</li> <li>・厳しい環境にある家庭の状況に合わせた支援を充実させる必要がある。</li> <li>・各園への訪問等により、発達障害など特別な支援を必要とする子どもへの個別の指導計画の作成を促進する必要がある。</li> </ul>
	<p><b>3 学校をプラットフォームとした支援策の充実・強化</b></p> <p><b>(1) 放課後等における学習の場の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校における放課後等学習支援員の配置</li> <li>・高等学校への学習支援員の配置</li> </ul> <p>・放課後児童クラブ・放課後子ども教室の設置促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後等学習支援員の人材確保への支援が必要</li> <li>・希望する高等学校に学習支援員を配置し、各校において放課後補習や授業支援など、地域や生徒の実態等に応じた取組を行うことができた。配置を希望する高等学校においては、多教科・科目での個別の支援ニーズが増えており、きめ細かな指導・支援による個別最適な学び・協働的な学びを充実させることで、生徒の学習習慣定着や学力の向上を一層図る必要がある。</li> <li>・ほぼ全ての小学校区（97.8%）に放課後子ども教室又は放課後児童クラブが設置された。（未設置4校は家庭や地域で見守りができている）</li> </ul>

	最終値	目標値
放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施校率（小学校）	97.8% (R6)	100.0%
高校2年生の11月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合	16.1% (R6)	10%以下

**(2) 相談支援体制の充実・強化**  
 ・SC・SSWの全公立学校への配置及びニーズや課題にあわせた重点配置  
 ・課題を抱える児童生徒一人一人の状況に応じたアウトリーチ支援  
 ・SC・SSWの支援力向上に向けた研修等の実施

・心の教育センターにおける相談支援、土日開所等の実施

・不登校等の児童生徒の学習機会の確保等を目的とした校内サポートルームの設置

・SC・SSWの効果的な配置に関する情報収集を行う必要がある。

・SSW学習会の内容充実を図るとともに、プラトホームの活用により日常的な連携が進むようにする必要がある。  
 ・県内における支援上の課題を整理するとともに、SSWのニーズの把握に努め、継続的にSSW学習会の内容充実を図る必要がある。

・心の教育センターに相談支援コーディネーターを配置し、支援ニーズを組織でアセスメントしながら、適切な支援を提供する体制づくりができた。  
 ・心の教育センターへの多様なニーズに対応するため、関係機関や教育支援センターと日常的な連携の促進が必要  
 ・各学校のコーディネーターによる校内サポートルームの機能的なマネジメントできるよう留意する。

		最終値	目標値
小・中学校の不登校児童生徒数(千人あたり)		34.9人(R6)	全国平均38.6人(R6)
高等学校の不登校生徒数(千人あたり)		15.4人(R6)	全国平均23.3人(R6)
90日以上欠席している不登校児童生徒がSCやSSW、関係機関等で支援や相談を受けている割合	小学校	100.0%(R6)	100%
	中学校	98.3%(R6)	100%
	高等学校	100.0%(R6)	100%

**(3) 地域全体で子どもを見守り育てる取組の推進**  
 ・厳しい環境にある子どもたちの地域による見守り体制を強化した「高知県版地域学校協働本部」への展開の推進  
 ・放課後児童クラブ・放課後子ども教室の設置促進【再掲】  
 ・コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)未導入の市町村や学校への周知・啓発や導入に向けた積極的な支援の実施  
 ・全ての市町村で早期に包括的な支援体制が整備されるよう伴走支援するとともに、地域における支援ネットワークの構築のほか、地域資源を活用した居場所や社会参加の場づくりを推進

・令和6年度末で全ての小・中・義務教育学校(分校と県立中学校を除く)において「高知県版地域学校協働本部」の仕組みが構築された。

・ほぼ全ての小学校区(97.8%)に放課後子ども教室又は放課後児童クラブが設置された。(未設置の4校では、家庭や地域で見守りができている)  
 ・学校運営協議会未設置校は、学校関係者や地域住民、男女比、人数(10人まで)等、委員選定について苦慮されている学校が多かったが、委員選定方法や協議会の運用に関する他校の好事例等を示すことにより、令和6年度中に全ての学校で運営協議会を設置することにつながった。  
 ・県社協と連携した各種研修、アドバイザー派遣等の実施により、国の重層的支援体制整備事業(以下、重層事業)を活用して包括的な支援体制の整備に取り組む市町村数は拡大  
 ・重層事業交付金の取り扱いについて、国において見直され、重層事業未実施市町村においては、より高いハードルとなったが、重層事業の実施有無に関わらず、包括的な支援体制の整備に係る取り組みは今後も必要  
 ・オール高知の取り組みとして高知家地域共生社会推進宣言企業・団体は増加してきている(R7.12月末:69)が、県民の行動につなげていくには、高知家地域共生社会講座動画(R6.11作成)やポータルサイト(R5末運用開始)等を活用した周知を継続しつつ、さらなる理解促進と参画意識の醸成が必要

		最終値	目標値
朝食を毎日食べる子どもの割合	小学校(小5)	男子81.9% 女子78.8%(R6)	全国平均以上(R6参考) 男子81.3% 女子79.5%
	中学校(中2)	男子81.0% 女子73.3%(R6)	全国平均以上(R6参考) 男子81.6% 女子74.4%

**(4) 子どもの健康づくりの推進**  
 ・健康教育の中核となる教員の資質向上のための研修を行うとともに、子どもが主体的に考え、健康的な生活を送るための理解を深め実践できるように、健康教育副読本や外部講師等を効果的に活用し、性教育やがん教育、食育など家庭や地域と連携した健康教育を充実

・朝食の重要性を理解し、食事や調理等の実践力をつけるため、家庭や地域と連携した食育を充実

・自らの健康を保持増進していくための知識や習慣を身に付け、適切な意思決定や行動選択ができるよう、現在の取組を工夫・改善しながら継続的に取り組む必要がある。  
 ・毎年、全高校1年生に対して思春期ハンドブックを配布。併せて全中学校の保健室にも配布し、中高生に対して、正しい知識を提供する一方で、スマホ・SNS世代の学生にとって、ハンドブックの内容がどこまで届いているかが課題  
 ・食育推進重点校においては、児童の実態をもとに指導計画を作成し、関係機関と連携を図りながら取り組むことができた。

		最終値	目標値
朝食を毎日食べる子どもの割合	小学校(小5)	男子81.9% 女子78.8%(R6)	全国平均以上(R6参考) 男子81.3% 女子79.5%
	中学校(中2)	男子81.0% 女子73.3%(R6)	全国平均以上(R6参考) 男子81.6% 女子74.4%

3 学校をプラットフォームとした支援策の充実・強化

	主な取組	成果・課題	成果・課題									
I 子どもたちへの支援策	<p>4 多様なニーズに対応した学びの場の提供及び就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高知国際中学校夜間学級の運営</li> <li>・「若者サポートステーション」による修学・就労支援</li> <li>・聴講生制度の拡充など、定時制高校における学びの機会の確保・充実</li> <li>・無職少年など支援が行き届かない子どもの修学、就労等に向けて継続的な支援を行うため、自立支援機関等と連携した立直り支援</li> <li>・見守り雇用主の協力による無職少年等のしごと体験講習の実施</li> <li>・ジョブカフェこうちにおけるきめ細かな相談対応やセミナー、職場体験講習の実施による若者のミスマッチのない就職支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度の夜間中学の開校以来、教育環境の充実及び教育活動の活性化を図るとともに、より多くの生徒の受入に向けて生徒募集要件を緩和し入学者の増加につなげた。その一方で、夜間中学での学びを必要とする人に情報が十分に伝わっていない可能性があるため、引き続き、生徒募集に向けた広報・周知活動の推進が必要</li> <li>・地区別連絡会・高等学校担当者会の開催により関係機関との連携の大切さや若者サポートステーションの取組等への理解は一定進んでいるが、引き続き、取組の周知と連携が必要</li> <li>・定時制高校においては、令和2年度に比べ令和6年度の60歳以上の聴講生の割合(79.4%)が高くなっており、高齢者の学びのニーズが高まっている。</li> <li>・少年の立ち直り支援活動等に関する協定（三者協定）に基づき、少年鑑別所での心理検査や高知市補導センターによる学習支援を活用した支援を実施、今後も関係機関との協力体制を維持し、適宜必要な支援の継続が必要</li> <li>・見守り雇用主の登録者数は増えているが、しごと体験講習を知らなかったとの意見もあり、制度の周知が必要</li> <li>・人手不足を背景とした安易な就職・離職を防ぐため、ミスマッチのない就職や定着に向けて、求職者に対して丁寧な伴走支援が必要</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>最終値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等学校卒業後の進路未決定率</td> <td>4.1% (R6) 公立(全・定・通)</td> <td>3.0%以下</td> </tr> <tr> <td>高等学校中途退学率</td> <td>1.8% (R6)</td> <td>全国平均 1.4% (R6)</td> </tr> </tbody> </table>		最終値	目標値	高等学校卒業後の進路未決定率	4.1% (R6) 公立(全・定・通)	3.0%以下	高等学校中途退学率	1.8% (R6)	全国平均 1.4% (R6)
		最終値	目標値									
高等学校卒業後の進路未決定率	4.1% (R6) 公立(全・定・通)	3.0%以下										
高等学校中途退学率	1.8% (R6)	全国平均 1.4% (R6)										
<p>5 妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）「子ども食堂」など居場所の確保・充実</li> <li>・子どもの居場所づくり推進コーディネーターを配置し、子ども食堂からの相談対応や立ち上げ・運営を支援</li> <li>・居場所を必要とする子どもや保護者を子ども食堂につなげるため、地域の支援機関等との定期的な連絡会の開催を支援</li> <li>・子ども食堂に賛同する個人・企業からの寄附の受入れ</li> <li>・子ども食堂の取組事例を紹介するシンポジウムの開催などによる周知啓発の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネーターによる開設・運営への個別相談支援や、開設・運営経費への助成が、子ども食堂の継続的な運営や新規開設につながっているが、未開設地域での立ち上げへの支援が十分でない。</li> <li>・各地域で子ども食堂と支援機関が日常的につながる関係性を築くための支援が必要</li> <li>・より多くの方に賛同が得られるよう、子ども食堂シンポジウムの開催やSNSを通じた情報発信により、子ども食堂の機能や取組の周知が必要</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>最終値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子ども食堂の設置か所数</td> <td>120か所 (R6末)</td> <td>120か所</td> </tr> </tbody> </table>		最終値	目標値	子ども食堂の設置か所数	120か所 (R6末)	120か所				
	最終値	目標値										
子ども食堂の設置か所数	120か所 (R6末)	120か所										

5 妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援

**(2) 発達障害のある子どもを社会全体で見守り育てる地域づくり**  
 ・乳幼児健康診査後のアセスメントの場への心理職・言語聴覚士など専門職の関与  
 ・民間通所事業所の参入困難な中山間地域における専門職による保育所等への訪問支援(巡回支援)の充実  
 ・障害児通所支援事業所や相談支援事業所、保育所等の職員対象に発達障害の特性や支援方法などを学ぶ体系的な研修の実施  
 ・高知ギルバーク発達神経精神医学センターと高知大学医学部の寄附講座による、医師や専門職の養成・育成促進、県内の診療体制の拡充強化

・心理職・言語聴覚士などの専門職派遣などの効果もあり、すべての市町村において健診や健診後のアセスメントの場において、専門職が関与する体制が整備された。  
 ・入園後等のフォローに向けて、専門職による巡回支援などが必要  
 ・発達障害児等スキルアップ研修は、毎年、全8回程度の体系的な研修の実施により多くの支援者が受講することができた。  
 ・子どもの心の診療ネットワーク事業の地域連携体制の構築により「発達の問題」に対応できる医療機関が25機関(R1)から31機関に増加した。  
 ・医師や専門職の養成、医療的ニーズの高い方への対応や地域のネットワークづくりに課題がある。

		最終値	目標値
乳幼児健康診査の受診率	1歳6か月児	99.3% (R5)	98.0%
	3歳児	95.7% (R5)	98.0%
児童発達支援センターの設置数		6箇所 (R6)	12箇所
健診後のアセスメントの場への専門職(心理職・言語聴覚士等)が関与している市町村数		全市町村等 (R6)	全市町村等

6 少年非行防止対策の推進

・「青少年の万引き及び深夜徘徊防止のための一声運動に関する協定」締結企業等と連携した見守りの取組強化  
 ・少年補導センターや少年サポートセンター等の教育、警察、福祉等の連携による子ども一人一人に応じた立直り支援  
 ・見守り雇用主の協力による無職少年等の就労体験講習の実施【再掲】

・入口型非行の予防のため、企業等と連携した見守り活動の継続が必要  
 ・各事案で取り扱うなどした少年一人一人に対して、支援の要否をしっかり見定め、少年が非行等に及んだ背景等に応じた継続補導や立ち直り支援、非行防止サポート面接相談を実施、今後も個々に応じた支援、面接等の継続が必要  
 ・見守り雇用主の登録者数は増えているが、しごと体験講習を知らなかったとの意見もあり、制度の周知が必要

		最終値	目標値
刑法犯少年・触法少年(刑法)の再非行率		31.7% (R6)	全国平均 26.1% (R6)

7 経済的負担の軽減

・市町村が行う乳幼児医療費助成やひとり親家庭医療費助成への支援  
 ・高等学校における就学支援金の支給、低所得世帯を対象とした奨学給付金の給付、無利子奨学金の貸与  
 ・18歳未満の子どもが3人以上いる家庭の経済的負担軽減のため、市町村が行う第3子以降の3歳未満児に係る保育料の軽減又は無料化を支援

・乳幼児医療費の助成を行うことにより子育て家庭への経済的負担の軽減を行ってきた。今後も医療費への助成は継続していくことが必要  
 ・市町村が実施するひとり親家庭医療費助成事業への補助を通じて、医療費の自己負担を助成し、ひとり親家庭の親及び児童の健康維持と生活の安定を図った。  
 ・就学支援金等の交付及び奨学給付金の給付により、経済的支援が必要な生徒に対する経済的負担の軽減につながった。  
 ・要件を満たす希望者全員へ支給するため、機会ある毎にリーフレットを配付するなどして、制度の周知徹底を行っているが、他制度の拡充等に伴い、奨学金申請者数は減少傾向にある。  
 ・子どもを産み育てやすい環境の整備に向けて、引き続き多子世帯の保育料の負担軽減を図っていく必要がある。

主な取組

成果・課題

成果・課題

8 社会的養育の充実

- ・包括的な里親養育支援体制を構築するため、民間のフォスティング機関を中心とした支援体制を充実するとともに、里親登録者の拡大に向けた周知啓発を強化
- ・里親不調により子どもの生活の場が変わることがないよう、委託後の里親家庭に対して訪問による援助や研修の実施などきめ細かな支援を実施
- ・児童養護施設等における家庭的な養育環境を推進するため、それぞれの施設種別ごとに持っている機能を活かし、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化を図るとともに、職員の確保及び育成の取組を支援
- ・社会的養護経験者が社会とつながり孤立しないために、児童養護施設等の退所前から自立に向けた支援等を確保するとともに、社会的養護自立支援拠点事業所の支援コーディネーターや施設職員による退所後の支援体制を充実
- ・子どもの権利擁護を推進するため、「子どもの権利ノート」の活用などにより子どもとの面談機会の確保や意見表明等支援員による子どもの意見表明を支援

- ・里親養育包括支援機関を中心とした里親制度の普及促進、里親支援等により、里親登録数が増加し、里親等委託率が向上した。新たな里親の開拓や里親の養育スキルの向上、負担軽減のための継続したサポート体制充実が必要
- ・多様なニーズを持ったこどもの増加に伴い、支援体制の充実が必要
- ・児童養護施設等の小規模化も一定進み、より家庭的な養育環境の充実が図られた。引き続き、施設の小規模かつ地域分散化を推進するとともに、各施設の専門性を生かした高機能化及び多機能化を推進する必要がある。
- ・社会的養護経験者（ケアリーバー）の自立に向けて、様々なニーズに応じた支援が必要
- ・虐待経験がありながらも今まで公的支援につながらなかった人々への周知が必要
- ・子ども自身が状況を理解し、日々の暮らしの環境や過ごし方について意見や意向を表明できる環境の整備が必要

	最終値	目標値
里親等委託率	34.5% (R7.3.31)	36.7% (R6)

9 児童虐待防止対策の推進  
(子どもたちの命の安全・安心の確保)

**(児童虐待の発生予防・早期発見)**

- ・虐待対応ダイヤル「189」やSNS相談窓口「親子のための相談LINE」などの認知度向上のための周知啓発
- ・「オレンジリボンキャンペーン」を活用した官民協働の啓発活動の展開と、地域での分野を超えた地域共生社会による支援ネットワークの構築
- ・家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等を支援するため、妊娠葛藤や子どもの養育に関する相談支援、居場所や食事の提供などの生活支援体制の強化

**(市町村の児童家庭相談支援体制の強化)**

- ・母子保健部門と児童福祉部門を一体化する「こども家庭センター」の設置促進
- ・統括支援員のマネジメントや子ども家庭支援員等のアセスメント等の相談対応力やソーシャルワーク等の専門性の向上に係る研修の充実
- ・児童福祉担当部署におけるマネジメント力等の自己分析を活用した個別の助言等により市町村の組織対応力の強化

**(児童相談所の相談支援体制の強化)**

- ・相談支援のための新たな認定資格「こども家庭ソーシャルワーカー」の取得促進

**(早期発見・把握と相談機関へのつなぎ)**

- ・ヤングケアラーや児童虐待など、児童生徒自らの状況を正確に理解するための取組の強化

- ・相談窓口をより多くの県民に周知するためには、周知方法の工夫等が必要
- ・困難を抱える妊産婦等がよりアクセスしやすいよう、関係機関と連携した周知啓発や支援体制の充実が必要
- ・統括支援員の役割を担う人材確保や職員の専門性の維持が必要
- ・児童福祉担当者(こども家庭支援員等)の専門性の向上など人員体制のさらなる強化が必要
- ・児童相談所の組織的な対応力と相談支援のための専門性の維持・向上が必要
- ・中高生のヤングケアラーの認知度が向上するとともに、支援機関における理解も深まりつつある。ヤングケアラー問題の課題を踏まえ、認知度向上と関係機関の連携による適切な対応に向けた継続的な取組が必要
- ・地方公共団体等による支援の対象としてヤングケアラー(子ども・若者)が法律上明記されたことを踏まえ、若者も含めた周知啓発や支援の強化が必要

	最終値	目標値
こども家庭センター設置数	8市町 (R6末)	全市町村 (R8末)

1 親育ち支援の充実

**(1) 保護者の親育ち支援力の強化**  
 ・市町村単位等による保育者の親育ち支援力向上のための研修の充実  
 ・親育ち支援地域リーダーの資質の向上を図るとともに、地域の課題に応じた研修を実施するなど、親育ち支援について各地域で学べる仕組みづくりを支援  
 ・親育ち支援地域リーダーの支援のもと、全ての保育所・幼稚園等において親育ち支援担当者による園内の保育者研修や保護者向け研修等の計画的な実施促進

・園や市町村のニーズや課題に応じた研修実施への支援や計画的・継続的な取組を推進していくことが必要である。  
 ・各地域の課題に応じた支援の充実を図るとともに、親育ち支援地域リーダーが役割を自覚し、各園の親育ち支援担当者等の実践につながるよう、課題を明確にしながら進める必要がある。

**(2) 保護者の子育て力向上のための支援の充実**  
 ・保育所・幼稚園等で良好な親子関係等について保護者の理解を深めるための講話やワークショップの開催や、就学時健診等の機会をとらえた講話の実施、園の行事等と合わせた保護者研修の計画的な実施  
 ・子どもとの関わり方や乳幼児期からの望ましい生活習慣の重要性について、保護者の理解を促進するため、保育所・幼稚園等が行う保護者を対象とした学習会の開催や、基本的な生活習慣の定着に向けた取組を支援  
 ・保護者等を対象とした子育て講座など市町村が行う家庭教育支援の取組を支援  
 ・保護者や子育て支援関係者が交流しながら親育ちについて学びあう取組の推進と、この取組を実践できるファシリテーターの養成

・保護者の子育て力の向上に向け、引き続き各園が行う取組を支援するとともに、より多くの保護者に支援を届ける必要がある。  
 ・乳幼児からの基本的な生活習慣の定着に向け、保育者・保護者の意識を高める必要がある。  
 ・事業活用市町村が徐々に増えてきており、講座数も増えている。全ての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、家庭教育支援活動が広く展開されることが重要である。

**(3) 保育所・幼稚園等と家庭や地域等との連携の充実**  
 ・就園・未就園に関わらず、身近な場所で子育て支援が受けられる環境を整備するため、園庭開放や子育て相談などを積極的に実施する保育所を支援  
 ・家庭環境に配慮を要する子どもやその保護者を支援する家庭支援推進保育士等の取組を支援  
 ・厳しい環境にある子どもとその保護者に対して、関係機関と連携した支援を行うため、保育所・幼稚園等への支援や小学校への円滑な接続への支援等を行うコーディネーターの配置を拡充【再掲】  
 ・厳しい環境にある子どもが円滑に小学校に入学できるよう、主に5歳児とその保護者に対して、生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導等を保育者とスクールソーシャルワーカーが連携して行う取組を支援【再掲】

・地域の子育て支援として、多くの保育所において園庭開放や子育て相談の場が提供されているが、多機能型保育支援事業については、施設本来業務の多忙感や人材確保が困難なこと等から事業の拡大につながりにくい。  
 ・厳しい環境にある家庭の状況に合わせた手厚い支援を充実させる必要がある。  
 ・厳しい環境にある家庭の状況に合わせた支援を充実させる必要がある。【再掲】  
 ・小学校への円滑な入学につなげるため、就学前におけるSSWの役割への理解を引き続き促す必要がある。【再掲】

	最終値	目標値
園庭開放または子育て相談の実施率	93.8% (R6)	100%

<p><b>(こども家庭センターの設置促進による包括的な相談支援体制の整備)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こども家庭センター設置運営に係る経費への補助や、先行事例の紹介、アドバイザーによる助言</li> <li>・統括支援員のマネジメントや職員のアセスメント等の相談対応力向上研修、関係機関との連携強化に向けた多職種連携研修等の実施</li> <li>・子育て家庭の家事・養育に関する訪問援助や親子関係の構築に向けたプログラムの実施等の充実</li> <li>・学校におけるSSW等の専門人材の活用促進、市町村の児童福祉部署の校内支援会への参画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統括支援員の役割を担う人材確保や職員の専門性の維持が必要</li> <li>・子育て家庭の課題やニーズに対応した支援の継続・拡充が必要</li> <li>・全公立学校において、SC・SSWが支援できる体制を整備できた。</li> <li>・各学校において、SC・SSWのさらなる支援力向上を図る必要がある。</li> <li>・SSWと市町村福祉部署との連携が定着しつつあるが、その取組状況は市町村によってばらつきが見られる。</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>最終値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こども家庭センター設置数【再掲】</td> <td>8市町 (R6末)</td> <td>全市町村 (R8末)</td> </tr> <tr> <td>高知版ネウボラに取り組む市町村数</td> <td>全市町村 (R3)</td> <td>全市町村 (R5)</td> </tr> </tbody> </table>		最終値	目標値	こども家庭センター設置数【再掲】	8市町 (R6末)	全市町村 (R8末)	高知版ネウボラに取り組む市町村数	全市町村 (R3)	全市町村 (R5)
			最終値	目標値							
こども家庭センター設置数【再掲】	8市町 (R6末)	全市町村 (R8末)									
高知版ネウボラに取り組む市町村数	全市町村 (R3)	全市町村 (R5)									

<p><b>(住民参加型の子育てしやすい地域づくり)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児経験者を「子育てピアサポーター」として地域子育て支援センターに配置</li> <li>・「地域ボランティア」や、ファミリー・サポート・センター事業の拡大</li> <li>・産後ケアの利用拡大</li> <li>・高知家子育て応援パスポートによる子育て支援サービスの利用促進とプッシュ型の情報発信</li> <li>・保育所等における園庭開放や子育て相談の実施や多機能型保育支援事業の拡充、あったかふれあいセンターの機能充実など、身近な地域で利用できる交流の場の提供と日常的な見守り体制の整備</li> <li>・地域における子どもや保護者の居場所となる「子ども食堂」の取組事例を紹介するシンポジウムの開催</li> <li>・働きながら子育てできるよう、保育所や放課後児童クラブ、延長保育、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業などの子育て支援サービスの充実</li> <li>・ひとり親家庭などの子育て負担の軽減に向けたファミリー・サポート・センターの県内全域への拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援センターにおける敷居の低い相談体制の構築には子育てピアサポーターや地域ボランティアとの連携が重要であり、各地域における取組の促進には、先進的な取り組みや好事例の横展開が必要</li> <li>・ファミリー・サポート・センター提供会員確保のため、事業の意義や研修の周知による取組が必要</li> <li>・ファミリー・サポート・センターの認知度向上と気軽に利用してもらうための周知が必要。未設置市町村の現状を把握し、開設に向けた情報提供や補助事業の案内等のサポートが必要</li> <li>・産後ケア事業の利用率は年々増加しているが、事業の受け皿となる受託施設の地域偏在がある。</li> <li>・子育て関連施設や応援の店からの子育て支援情報が必要な人に必要な情報が届くよう引き続き情報解析が必要</li> <li>・アプリを使い続けてもらえるよう子育てにポジティブなイメージを持てる効果的な情報発信が必要</li> <li>・地域の子育て支援として、多くの保育所において園庭開放や子育て相談の場が提供されているが、多機能型保育支援事業については、施設本来業務の多忙感や人材確保が困難なこと等から事業の拡大につながりにくい。【再掲】</li> <li>・より身近な地域に子どもや保護者の居場所が充実するよう、子ども食堂シンポジウムの開催などによる取組の周知が必要</li> <li>・共働き世帯等によるファミリー・サポート・センターのニーズは一定数あり、新規開設や支援メニューの拡充の働きかけを継続して実施することが必要</li> <li>・保育サービスに必要な保育士等の確保と人材育成が必要</li> <li>・ほぼ全ての小学校区（97.8%）に放課後子ども教室又は放課後児童クラブが設置された。（未設置4校は家庭や地域で見守りができている）【再掲】</li> <li>・ひとり親家庭の子育て負担軽減のため、新規開設や支援メニューの拡充の働きかけの継続実施が必要</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>最終値</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ファミリー・サポート・センター事業の提供会員数(両方会員含む)</td> <td>1,125人 (R6末)</td> <td>1,100人 (R6末)</td> </tr> <tr> <td>園庭開放または子育て相談の実施率【再掲】</td> <td>93.8% (R6)</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施校率(小学校)【再掲】</td> <td>97.8% (R6)</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>一時預かり事業の実施か所数</td> <td>26市町村 101か所 (R6)</td> <td>26市町村 110か所 (R6)</td> </tr> <tr> <td>延長保育事業の実施か所数</td> <td>14市町村 145か所 (R6)</td> <td>14市町村 140か所 (R6)</td> </tr> <tr> <td>病児保育事業の実施か所数</td> <td>7市町村 19か所 (R6)</td> <td>10市町村 25か所 (R6)</td> </tr> </tbody> </table>		最終値	目標値	ファミリー・サポート・センター事業の提供会員数(両方会員含む)	1,125人 (R6末)	1,100人 (R6末)	園庭開放または子育て相談の実施率【再掲】	93.8% (R6)	100%	放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施校率(小学校)【再掲】	97.8% (R6)	100%	一時預かり事業の実施か所数	26市町村 101か所 (R6)	26市町村 110か所 (R6)	延長保育事業の実施か所数	14市町村 145か所 (R6)	14市町村 140か所 (R6)	病児保育事業の実施か所数	7市町村 19か所 (R6)	10市町村 25か所 (R6)
			最終値	目標値																			
ファミリー・サポート・センター事業の提供会員数(両方会員含む)	1,125人 (R6末)	1,100人 (R6末)																					
園庭開放または子育て相談の実施率【再掲】	93.8% (R6)	100%																					
放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施校率(小学校)【再掲】	97.8% (R6)	100%																					
一時預かり事業の実施か所数	26市町村 101か所 (R6)	26市町村 110か所 (R6)																					
延長保育事業の実施か所数	14市町村 145か所 (R6)	14市町村 140か所 (R6)																					
病児保育事業の実施か所数	7市町村 19か所 (R6)	10市町村 25か所 (R6)																					

2 妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援

**(生活への支援)**  
 ・市町村が行う乳幼児医療費助成やひとり親家庭医療費助成への支援【再掲】

・母子生活支援施設における相談対応、専門機関への紹介、心理士による心理療法、少年指導員による学習指導など自立に向けた支援の充実

・18歳未満の子どもが3人以上いる家庭の経済的負担軽減のため、市町村が行う第3子以降の3歳未満児に係る保育料の軽減又は無料化を支援【再掲】

・高等学校における就学支援金の支給、低所得世帯を対象とした奨学給付金の給付、無利子奨学金の貸与【再掲】

・ひとり親家庭への児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付金等による経済的支援

・生活困窮者の相談支援事業等の実施

・ひとり親家庭の養育費の取決めや履行確保等に関する法律相談、養育費確保に要する経費への補助

**(住まいへの支援)**  
 ・離職等による経済的困窮者等への住居確保給付金の支給

・母子・父子自立支援プログラムの策定を受けた方を対象とした住宅支援資金貸付の実施

・子育て世帯やひとり親世帯等の県営住宅入居優遇措置の実施

・乳幼児の保健の向上と福祉の増進のため、医療費助成の継続が必要【再掲】

・ひとり親家庭の親及び児童の健康維持と生活の安定のため医療費助成の継続が重要

・母子生活支援施設における自立に向けた支援の継続が必要

・子どもを産み育てやすい環境の整備に向けて、引き続き多子世帯の保育料の負担軽減を図っていく必要がある。【再掲】

・就学支援金等の交付及び奨学給付金の給付により、経済的支援が必要な生徒に対する経済的負担の軽減につながった。【再掲】

・ひとり親家庭の経済的自立や子どもの進学等への支援を行うことができた。必要な方に確実に情報が届くよう継続的な周知が必要

・令和5年1月から、随時、新型コロナウイルス感染症対策の生活福祉資金の特例貸付に係る償還を開始しており、今後も家計に課題を抱え償還が困難な方や償還免除となった方への支援が必要なため、家計改善支援員の加配や地域支援監を配置し、支援体制の強化を図った。

・ひとり親家庭支援センターの法律相談は利用されているが、養育費確保に要する経費の補助制度は利用が少ないため、更なる周知が必要

・住居確保給付金の支給件数はコロナ禍の影響により急増していたが、コロナの収束により減少、生活困窮者の生活の下支えとして大きな役割を果たした。

・住宅支援資金貸付等により、ひとり親家庭の経済的自立への支援を行うことができた。必要な方に確実に情報が届くよう継続的な周知が必要

・子育て世帯やひとり親世帯の県営住宅入居のニーズがあり、優遇措置の継続が必要。公営住宅は入居を必要とする者全体に配慮する必要があるため、特定の属性に対する配慮として、当選確率を上げることの他の取組は困難

		最終値	目標値
ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園)		88.9% (R3)	-
中学校卒業後の進学率	生活保護世帯	93.6% (R5.4.1)	県全体の平均レベル (参考) R5 98.5%
	児童養護施設	100% (R6.5.1)	
	ひとり親世帯	92.0% (R3.8.1)	
高校等卒業後の進学率	生活保護世帯	33.3% (R6.4.1)	県全体の平均レベル (参考) R5 72.2%
	児童養護施設	38.5% (R6.5.1)	
	ひとり親世帯	48.7% (R3.8.1)	
生活保護世帯に属する子どもの高等学校中途退学率		2.8% (R5.4.1)	全国平均 3.7% (R5.4.1)
ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合	母子世帯	40.5% (R3)	47.0% (R9)
	父子世帯	23.6% (R3)	29.0% (R9)
ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合	母子世帯	(世帯数:参考) 69.7% (R3)	-
	父子世帯	(世帯数:参考) 88.6% (R3)	-

3 生活・住まいへの支援

**(ひとり親家庭への支援)**

- ・一人ひとりの状況に応じた就業相談や就業情報の提供など、ニーズに応じたきめ細かな就業支援
- ・ひとり親家庭支援センター公式LINEによる就業に関する支援制度等の情報発信
- ・高知家の女性しごと応援室等の就業支援機関と連携した就業支援の実施
- ・ひとり親家庭などの子育て負担の軽減に向けたファミリー・サポート・センターの県内全域への拡充
- ・民間教育訓練機関を活用した職業訓練を受ける際の優先枠の設定等
- ・自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金の支給、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付け等により、修学・就業を支援

- ・相談者のニーズに応じ、高知家の女性しごと応援室他支援機関につなぐ役割とともに就業準備支援に注力する等、相談者に寄り添った効果的な支援が必要
- ・ひとり親家庭の子育て負担の軽減につなげるため、新規開設や支援メニューの拡充の働きかけを継続して実施することが必要
- ・就業訓練優先枠の利用者拡大のため、利便性向上を図る必要がある。
- ・給付金支給や貸付の実施により、ひとり親家庭の経済的自立への支援を行うことができた。必要な方に確実に情報が届くよう継続的な周知が必要

		最終値	目標値
ひとり親家庭の勤務先での正規雇用率	母子世帯	53.7% (R3)	65.0%
ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯	91.0% (R3)	-
	父子世帯	90.2% (R3)	-
ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子世帯	52.6% (H27)	-
	父子世帯	66.6% (H27)	-
ファミリー・サポート・センター事業の提供会員数(両方会員含む) 【再掲】		1,125人 (R6末)	1,100人 (R6末)

4 就業への支援

**(その他)**

- ・就職を希望する全ての女性への高知家の女性しごと応援室によるきめ細かな支援
- ・保育所等、放課後児童クラブ等と連携し、ファミリー・サポート・センター事業の周知を図り、ファミリー・サポート・センターの会員登録へつなぐ仕組みづくり
- ・短時間等の柔軟な働き方ができる認定就労訓練事業所において就労訓練後に、一般就労へとつなげていく取組の実施
- ・次世代育成支援などに積極的に取り組むワークライフバランス推進企業の増加促進
- ・「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」への登録や「育児休暇・育児休業取得促進宣言」への賛同数の増加促進

- ・育児等で働き方に制約があること、また、ブランクがあることから就職に不安を抱える求職者も多い。きめ細かな就労及び職業定着支援を実施するとともに、求職者の柔軟な受け入れに協力的な企業を拡大する必要がある。
- ・地域子育て支援センターとの連携した取組については、実施市町村が少ない。
- ・訓練事業所は毎年増加しているものの、訓練（中間的就労）の実施が低調。今後は、訓練事業所の開拓だけではなく、生活困窮者のニーズに応じて、認定就労訓練事業所が活用されるよう、支援していくことが必要
- ・認証企業数自体は順調に増加しているが、さらなるすそ野の拡大のため、業種、従業員規模、地域ごとによりきめ細やかに推進していく必要がある。
- ・経営層の意識は大きく変わってきており、取得者や中間層向けへの周知・啓発の継続が必要

		最終値	目標値
高知県ワークライフバランス推進推進延べ認証企業数		852社 (R7.3.1)	700社 (R6)
時間単位年次有給休暇制度導入率		43.1% (R5)	50.0% (R6)
高知家の女性しごと応援室を活用した就職者数		739人 (R2~R6累計)	1,000人 (R2~6累計)

区分	指標名	計画策定時	最終値	目標値	
1	乳幼児健康診査の受診率	1歳6カ月児	97.1% (H30年度)	99.3% (R5年度)	98.0%
		3歳児	96.9% (H30年度)	95.7% (R5年度)	98.0%
2					
3	ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園）	88.1% (H27年)	88.9% (R3年)	-	
4	児童発達支援センターの設置数	6箇所 (R元年度)	6箇所 (R6年度)	12箇所	
5	健診後のアセスメントの場への専門職（心理職・言語聴覚士等）が関与している市町村数	18市町村 (R元年度)	全市町村等 (R6年度)	全市町村等 (30市町村等)	
6	放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施校率（小学校）	96.3% (R元年度)	97.8% (R6年度)	100.0%	
7	朝食を毎日食べる子どもの割合	小学校	小5男子 80.4% 小5女子 81.2% (R元年度)	小5男子 81.9% 小5女子 78.8% (R6年度)	全国平均以上 (R6参考) 男子 81.3% 女子 79.5%
8		中学校	中2男子 79.6% 中2女子 73.1% (R元年度)	中2男子 81.0% 中2女子 73.3% (R6年度)	全国平均以上 (R6参考) 男子 81.6% 女子 74.4%
9	90日以上欠席している不登校児童生徒がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関等で支援や相談を受けている割合	小学校	-	100% (R6年度)	100.0%
10		中学校	-	98.3% (R6年度)	100.0%
11		高等学校	-	100% (R6年度)	100.0%
12	小・中学校の不登校児童生徒数（千人あたり）	20.9人 (H30年度)	34.9人 (R6年度)	全国平均 38.6人 (R6年度)	
13	生活保護世帯の子どもの中学校卒業後の進学率	93.1% (H30.4.1)	93.6% (R5.4.1)	県全体の 平均レベル	
14	児童養護施設の子どもの中学校卒業後の進学率	100% (H30.5.1)	100% (R6.5.1)		
15	ひとり親世帯の子どもの中学校卒業後の進学率	97.7% (H27.8.1)	92.0% (R3.8.1)	(参考) R5進学率 98.5%	
16	生活保護世帯の子どもの高校等卒業後の進学率	60.8% (H30.4.1)	33.3% (R6.4.1)	県全体の 平均レベル	
17	児童養護施設の子どもの高校等卒業後の進学率	48.3% (H30.5.1)	38.5% (R6.5.1)		
18	ひとり親世帯の子どもの高校等卒業後の進学率	58.9% (H27.8.1)	48.7% (R3.8.1)	(参考) R5進学率 72.2%	
19	高校2年生の11月の学力定着把握検査におけるD3層の生徒の割合	24.2% (R元年度：高3)	16.1% (R6年度：高2)	10%以下	
20	高等学校卒業後の進路未決定率	5.5% (H30年度末) 公立（全、定、通）	4.1% (R6年度末) 公立（全、定、通）	3%以下	
21	高等学校中途退学率	1.7% (H30年度)	1.8% (R6年度)	全国平均 1.4% (R6年度)	
22	高等学校の不登校生徒数（千人あたり）	17.1人 (H30年度)	15.4人 (R6年度)	全国平均 23.3人 (R6年度)	
23	生活保護世帯に属する子どもの高等学校中途退学率	5.8% (H30.4.1)	2.8% (R5.4.1)	全国平均 3.7% (R5.4.1)	
24	刑法犯少年・触法少年（刑法）の再非行率	33.1% (H30年)	31.7% (R6年)	全国平均 26.1% (R6年)	

区分	指標名	計画策定時	最終値	目標値
25	子ども食堂の設置か所数	76か所 (R元.12月末)	120か所 (R7.3.31)	120か所
26	子ども家庭総合支援拠点設置数	2か所 (R元年度)	22市町村 (R6.3.31)	全市町村 (R4年度)
27	こども家庭センター設置数	-	8市町 (R7.3.31)	全市町村 (R8年度)
28	里親等委託率	19.0% (H30年度)	34.5% (R7.3.31)	36.7% (R6年度)
29	園庭開放または子育て相談の実施率	82.5% (R元年度)	93.8% (R6年度)	100.0%
30	一時預かり事業の実施か所数	24市町村 102か所 (R元年度)	26市町村 101か所 (R6年度)	26市町村 110か所 (R6年度)
31	延長保育事業の実施か所数	13市町村 137か所 (R元年度)	14市町村 145か所 (R6年度)	14市町村 140か所 (R6年度)
32	病児保育事業の実施か所数	9市町村 22か所 (R元年度)	7市町村 19か所 (R6年度)	10市町村 25か所 (R6年度)
33	ファミリー・サポート・センター事業の提供会員数（両方会員含む）	684人 (H30年度末)	1,125人 (R6年度)	1,100人 (R6年度末)
34	高知版ネウボラに取り組む市町村数	-	全市町村 (R3年度)	全市町村 (R5年度)
35	高知県ワークライフバランス推進延べ認証企業	344社 (R元年度)	852社 (R7.3.1)	770社 (R6年度)
36	時間単位年次有給休暇制度導入率	29.0% (R元年)	43.1% (R5年度)	50.0% (R6年度)
37	高知家の女性しごと応援室を活用した就職者数	668人 (H26～30年度累計)	739人 (R2～R6累計)	1,000人 (R2～6年度累計)
38	ひとり親家庭の勤務先での正規雇用率	母子世帯 56.7% (H27年) (全国平均参考 : 47.4%)	53.7% (R3年)	65.0%
39	ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯 80.1% (H27年)	91.0% (R3年)	-
40		父子世帯 86.4% (H27年)	90.2% (R3年)	-
41	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子世帯 52.6% (H27年)	52.6% (H27年)	※
42		父子世帯 66.6% (H27年)	66.6% (H27年)	※
43	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合	母子世帯 -	40.5% (R3年)	47.0% (R9)
44		父子世帯 -	23.6% (R3年)	29.0% (R9)
45	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合	母子世帯 〔世帯数：参考〕 77.3% (H27年)	〔世帯数：参考〕 69.7% (R3年)	-
46		父子世帯 〔世帯数：参考〕 94.3% (H27年)	〔世帯数：参考〕 88.6% (R3年)	-

# 高知県こども計画 (R7~R11)

## 基本理念

すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる高知県  
～豊かな自然の中で夢を持ってのびのびと遊び、学んで心豊かに成長できる高知家～

## 1 ライフステージを通じた横断的な支援

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

### (4) こどもの貧困対策

- ・教育の支援
- ・生活の安定に資するための支援
- ・保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- ・経済的支援
- ・必要な支援の利用を促す取組

### (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

### (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

- ・こども家庭センターの整備及び家庭支援の推進
- ・予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等への必要な支援
- ・一時保護所の環境改善及び孤立したこども・若者への支援
- ・社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援
- ・社会的養護経験者等に対する支援
- ・ヤングケアラーへの支援 など

### (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

- ・非行防止と相談支援、自立支援の推進
- ・関係機関・団体の連携強化
- ・矯正教育や社会復帰に資する支援等の充実
- ・非行や犯罪に及んだこどもや若者を見守る社会気運の向上 など

## 2 ライフステージに応じた支援

- (1) こどもの誕生前から幼児期まで
- (2) 学童期・思春期
- (3) 青年期

## 3 子育て当事者への支援

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

### (4) ひとり親家庭への支援

- ・ひとり親が抱える様々な課題への支援(経済的支援、子育て・生活支援、就労支援等)
- ・ひとり親家庭に対する相談支援の強化
- ・養育費の確保及び親子交流への支援

主な反映先

こども計画に包含

主な反映先

# 第2期高知家の子どもの貧困対策推進計画 (R2~R6)

## 基本理念

高知家の全ての子どもたちの現在から将来が、子どもたち自身の努力の及ばない不利な環境により閉ざされることのないよう、夢と希望を持って、安心して育つことのできる社会の実現

## 基本的な取組の方向性

### I 子どもたちへの支援策

- 1 社会的自立に向けた就学前から高等学校までの切れ目のない教育の充実
- 2 就学前教育・保育の充実
- 3 学校をプラットフォームとした支援策の充実・強化
- 4 多様なニーズに対応した学びの場の提供及び就労支援
- 5 妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援
- 6 少年非行防止対策の推進
- 7 経済的負担の軽減
- 8 社会的養育の充実
- 9 児童虐待防止対策の推進

### II 保護者等への支援策

- 1 親育ち支援の充実
- 2 妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援
- 3 生活・住まいへの支援
- 4 就業への支援

# 第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画 (H29~R6)

## 基本理念

ひとり親家庭等が自立し、安心して暮らし、子どもたちが夢と希望を持って育つことのできる環境づくり

## 基本的な方向

### (1) 情報提供・相談体の強化

- ・情報提供の充実
- ・相談機能の充実

### (2) 就業支援の強化

- ・就業のための支援
- ・資格や技能の取得への支援
- ・事業主への啓発

### (3) 経済的支援の充実

- ・経済的支援の充実
- ・養育費の確保及び面会交流への支援

### (4) 日常生活支援の充実

- ・保育・子育て支援の充実
- ・住宅確保のための支援